## 芦屋市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

(利用者の範囲)

る者とする。

改正案

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第7項に規定する通所 介護に係る同法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費の支 給を受けることができる者又は同法第115条の45第1項第1号ロに 規定する第1号通所事業に係る同法第115条の45の3第1項に規定す る第1号事業支給費の支給を受けることができる者
- (2) 市内に住所を有するおおむね65歳以上の者であって、身体上又 は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者 (利用料金)
- 第8条 デイサービスセンターの利用者は、利用に係る料金(以下「利 第8条 デイサービスセンターの利用者は、利用に係る料金(以下「利 用料金」という。)を支払わなければならない。
- 2 利用料金の額は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 第4条第1号に規定する者 介護保険法第41条第4項第1号に規定 する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額又は同法 第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところに より算定する額
- (2) 第4条第2号又は第3号に規定する者 市長が別に定める額

(利用者の範囲)

第4条 デイサービスセンターを利用することができる者は、次に掲げ 第4条 デイサービスセンターを利用することができる者は、次に掲げ る者とする。

現行

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による通所介護に係 る居宅介護サービス費の支給を受けることができる者又は介護予 防通所介護に係る介護予防サービス費の支給を受けることができ る者
- (2) 市内に住所を有するおおむね65歳以上の者であって、身体上又 は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者 (利用料金)

用料金」という。)を納めなければならない。

- 2 利用料金の額は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 第4条第1号に規定する者 介護保険法第41条第4項第1号及び第 53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定 した費用の額の100分の10に相当する額
- (2) 第4条第2号及び第3号に規定する者 前号に定める額を超えな い範囲で市長が別に定める額

改正案	現行	
3 次条第1項の規定により、デイサービスセンターの管理を指定管理	3 次条第1項の規定により、デイサービスセンターの管理を指定管理	
者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する	者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する	
指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせた場合にあっては、市長	指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせた場合にあっては、市長	
は、同法第244条の2第8項の規定により、利用料金を指定管理者の収	は、同法第244条の2第8項の規定により、利用料金 <u>及び第4条第1号に</u>	
入として収受させるものとする。	規定する者に対するサービスに係る保険給付を指定管理者の収入と	
	して収受させるものとする。	
4 前項の場合における利用料金は、指定管理者が第2項に定める利用		
料金の額の範囲内において、市長の承認を得て定めるものとする。		

## ●厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(第8条関係)

(単位:円)

	要介護状態区分	単位数	単価	金額
介護予防通所介護 (半日~1日)	要支援1	1,647	10.68	17,589
	要支援2	3,377	10.68	36,066
通所介護(5時間以上~7時間未満)	要介護1	641	10.68	6,845
	要介護2	757	10.68	8,084
	要介護3	874	10.68	9,334
	要介護4	990	10.68	10,573
	要介護5	1,107	10.68	11,822